

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は、

9月30日(金)まで

☎ マイナンバーカードの申請に関する問合せ:

戸籍住民課 住民担当 ☎424-9112 ✉ c0100@city.wako.lg.jp

マイナポイントの設定支援に関する問合せ:

情報推進課 情報システム担当 ☎424-9090

申請サポート
実施中!

和光市役所では、
写真の無料撮影を実施しています

マイナポイント第2弾とは

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与するものです。



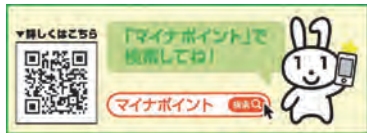
マイナンバーカードの 新規取得等で 5,000円分 ※1、2	健康保険証としての 利用申込で 7,500円分	公金受取口座の 登録で 7,500円分
--	--------------------------------------	----------------------------------

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、
マイナポイントの申込みを行う必要があります。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージ又はお買い物をする必要があります ※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。詳細はマイナポイント事業HPにてご確認ください

マイナポイントの申込み

- 対応のスマートフォンなどから自宅で予約・申込みができます
- 国が指定した郵便局、コンビニ、携帯ショップなどから専用端末で予約・申込みができます
- 市役所で、端末操作などに不慣れな方の申込支援を実施しています(平日8:30~17:00)



マイナンバーカードを 申請する方法

- オンライン申請
- 郵送申請
- 市役所来庁による申請

詳しくは▶
市HP



▶ 交付申請書をお持ちの方

- ① 現在の住所、氏名と一致しているマイナンバーカード交付申請書をお持ちの場合は、その申請書にて申請
 - ② 申請書を紛失した場合や引越しや婚姻などにより住所や氏名が変更となった(申請書の記載内容と一致していない)場合は、現在の情報が記載された新しい申請書を市役所に来庁して受け取り、申請(市役所への来庁が難しい場合は、下記 ▶ 交付申請書をお持ちでない方 を参照いただき、申請することも可)
- ①②ともに市役所での申請受付、無料の写真撮影が可能です

▶ 交付申請書をお持ちでない方

- 市役所へメール又は電話で連絡後、申請書を郵送で受け取り、市役所窓口又はオンラインで申請(申請書の郵送先は住民登録地に限る)。メールの場合は氏名・生年月日・住所・電話番号を明記する
- 1か月以内に転出予定がある場合は、カードを受け取ることができないため、転入先の自治体で申請してください
 - カードの発行には1か月程度かかります

マイナポイント 第2弾の 対象となる方

- ① マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方に最大5,000円相当のポイント付与(マイナンバーカードをこれから取得される方も含む)
 - ② マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行った方に7,500円相当のポイント付与
 - ③ 公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイント付与
- ポイント申込期間/令和5年2月28日(火)まで

マイナポイントの利用は
安心・安全 です!

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です
- 国が買い物履歴を収集・保有することはできません

「和光市民大学2022/特別講座」受講生募集

☎ 生涯学習課 生涯学習担当 ☎424-9150
✉ h0300@city.wako.lg.jp

【第1回】10月4日(火)10:00~11:30

「ママの自己肯定感を高めるワークショップ」

【第2回】10月18日(火)10:00~11:30

「整理収納のコツがわかる!お片付けカードワーク講座」

- 場 中央公民館 視聴覚室
- 対 市内在住・在勤・在学者
- 定 各回30名(応募多数の場合は抽選)
- 1回だけの受講も可

費 無料

申 9月20日(火)までに電子申請システムで

保 1歳~未就学児

- 希望者は受講申込時に申請(人数制限あり)

【参加にあたってのお願い】

マスク着用・検温・手指の消毒・一定距離の確保

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座を中止又は内容を変更して開催する場合があります



▲市民大学
特別講座HP



【講師】富施 佳子

- よりよい親子関係講座APジャパン認定リーダー
- 整理収納アドバイザー1級
- 整理収納アドバイザー2級認定講師

「アドラー心理学」と「お片付け」に出会い、心もお部屋も整うことで家族に感謝が湧き自分を労うことができました。自分に正直に生きたいママをサポートします。

浄化槽をご使用の皆さんへ

☎ 環境課 環境推進担当 ☎424-9118

ご家庭の庭先に埋設された浄化槽は、トイレの排水などの汚水を処理するもので生活に欠かせない大変重要な施設です。汚水は浄化槽の中の微生物の働きにより浄化され、最後に消毒され側溝などに放流されます。

微生物が十分に働けるように、たまった汚泥の引き抜きや装置の調整、そして消毒薬の補充などの維持管理を行わないと、故障により多額の費用を要したり、悪臭で近隣に迷惑をかけることになります。

このため、浄化槽を使用している方には次の3つが維持管理として法律により義務付けられています。

① 保守点検

浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充など(実施回数は処理方式や規模により異なります)

② 清掃

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りなど(年1回以上)

③ 定期水質検査(法定検査)

保守点検・清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査(年1回)

この3つの維持管理について、浄化槽を使用している方が清掃業者などにそれぞれ依頼(委託)しなければなりません。

浄化槽をご使用の方は定期水質検査を受検し、浄化槽の機能が十分に発揮するよう適正な維持管理をお願いします。

検査申込先

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
☎048-778-8700

